

CONFIDENTIAL

LINE

発信者開示請求の経験①

件数は非開示だが、LINEに対しては非常に少ない。

これまでの経験

- 開示のケース 仮処分>>>任意開示
- 内訳 一部著作権侵害や不正競争などがあるものの、多くはプライバシー侵害/名誉毀損/侮辱。

発信者開示請求の経験②

裁判外で開始したケースはまれ。

著作権侵害も判断は難しいが、より客観的なものが無いため
名誉毀損は事実確認が困難。

仮処分後に争ったケース

非常にレアケースで存在。

ログインIPの問題(非公開手続きの為詳細は控えます)

新たな手続きについて

総論

- ✓ 権利侵害情報による被害者を迅速に救済するための新たな手続きについて検討されることには賛成
- ✓ コンテンツプロバイダは規模が様々であり全ての事業者が対応可能な現実的な制度を設計する必要
- ✓ 複数の事業者がかかわるケースなど、想定される実務上の課題については研究会においてさらに議論していただきたい

新たな手続きについて①

裁判所による命令の創設

－ 裁判所とコンテンツプロバイダの役割の整理

- コンテンツプロバイダにおいてアクセスプロバイダを特定するのは大きな負担。アクセスプロバイダを特定する負担を負う主体について十分に議論する必要がある。コンテンツプロバイダの規模に関わらず運用できるルールにする必要ではないか。
- 仮にWhois情報を提供する前提だとしても、コンテンツプロバイダから裁判所に情報提供する根拠の整理が必要ではないか。記載の誤記などのリスクは存在。仮にコンテンツプロバイダに負担させる場合には免責規定は必要。

－ アクセスプロバイダ等が複数となる場合の対応

- 複数のIPが開示されアクセスプロバイダが複数存在する場合の手続や考え方
- 電話番号：携帯キャリアとIP：アクセスプロバイダが異なる場合の手続や考え方
- アクセスプロバイダ等が複数となった場合の主張・立証手続の整理。

新たな手続きについて②

発信者の権利利益の保護

- 発信者の意見の反映
 - ・ 発信者への意見照会の時期・方法
 - ・ プロバイダなどが複数ある時に、実際意見照会を行う主体（コンテンツプロバイダ、アクセスプロバイダ、裁判所）

開示要件

- 発信者情報開示の要件
 - ・ 通信の秘密、プライバシー、匿名表現の自由等の保護とのバランス。ログ保全以外の手続きの迅速性などは検討が必要。

新たな手続きについて③

新たな裁判手続の濫用防止

－ 制度の濫用の防止

- ・ 紛争の蒸し返し、制度の濫用がなされた場合のプロバイダにおける負担の検討

裁判外開示

－ 裁判外開示の廃止について

- ・ 裁判外開示制度による実務上のメリットについて十分な検討が必要

THANK YOU